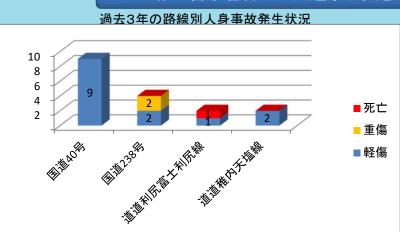
速度取締指針

稚内警察署の速度取締りの重点

路線	時間帯	地域	規制速度
国道40号	午前6時から午後8時	市街地 郊外	指定速度(50km/h) 法定速度(60km/h)
国道238号	午前10時から午後6時	市街地 郊外	指定速度(50km/h) 法定速度(60km/h)

重点以外の路線や時間帯であっても、必要に応じて取締りを実施します。

稚内警察署管内の交通事故実態等



- 過去3年11月~4月の 人身事故のうち、
 - ・国道40号で9件
 - ・国道238号で4件
 - 道道利尻富士利尻線で
 - ·坦坦利加雷工利加脉 C 2件
- ・道道稚内天塩線で2件 と多く発生しています。
- 死亡事故については
 - ・道道利尻富士利尻線で 1件発生しており、
 - 重傷事故については
 - ・国道238号で2件
 - ・その他の道路で2件
 - 発生しています。
- 過去3年11月~4月の時 間帯別人身事故発生状況を 見ると
 - •国道40号
 - 6 時~ 10時 3件
 - 12時~14時 1件
 - 16時~20時 5件
 - •国道238号
 - 10時~12時 1件
 - 14時~18時 3件
- と発生しており、朝と夕方の 通勤通学時間帯に事故が発 生している傾向がありますが 冬期間は日中にも発生し ています。

その他の交通指導取締りの要点

市街地における交差点違反取締り、シートベルト取締り、飲酒運転取締りを強化していきます。

令和7年5月から令和7年10月までの交通事故発生状況と取締り取組状況

- 期間中、死亡事故は発生しておりませんが、重傷事故が4件発生しています。
- 〇 期間中、9件(前年同期比+3件)の人身事故が発生しており、

国道40号が2件、その他市道及び道道が7件

となっています。

○ 夏季期間は郊外部における実勢速度が上昇することから、幹線道路である国道を重点的に、 速度取締りを実施しました。